

京都市水道事業条例等の一部改正等に関する市民意見募集結果について（別紙）

【総括表】

市民の皆様の御意見	
1 総括的意見	131件
2 申請手続の見直しに関する意見	189件
3 関係条例の一部改正に関する意見	164件
4 その他の意見	30件
合 計	514件

1 総括的意見 (131件)

意見内容	意見に対する本市の考え方
<p>誰もが安心して暮らせるまちづくりを基本政策として、まちづくりが進んでいる中で、水の安全・安定供給は非常に重要である。</p>	<p>水道は、電気、ガス、下水道等と同様に、健康で文化的な生活を営むために不可欠なライフラインであることから、給水申請者が他人の土地を使用しなければ、給水管を埋設することができない場合、その土地の所有者には、給水管の埋設に合理的に必要と認められる範囲内で、土地の使用を承諾していただく必要があると考えます。</p>
<p>生活に関わる給水申請者の利害と、何らかの事情で承諾書を得られない土地所有者の利害を比較しても、土地所有者の利害は一時的であり、給水申請者の利害が上回る。</p>	<p>そのため、給水申請手続を見直すとともに、関係条例の一部改正を実施しようとするものです。</p>
<p>「水」は、生命維持に必要不可欠なライフラインであり、公共の福祉と幸福追求権が、土地の土地所有者の私的所有権に優先されるべきものだ。</p>	<p>そのため、給水申請手続を見直すとともに、関係条例の一部改正を実施しようとするものです。</p>
<p>町家や空き家が多い京都のまちにとって、生活の源となる水道がスムーズに整備できることは素晴らしいことだ。</p>	<p>本市では、地域との連携、不動産や建築等の関連団体などとの連携のもと、総合的な空き家、密集市街地、細街路対策に取り組んでいますが、路地奥での建て替え等の際には、給水管の布設替に支障をきたす場合もあることから、関係条例の一部改正等によって、給水管の布設替等が円滑に進められ、空き家、密集市街地、細街路対策の更なる推進に大きく寄与するものと考えます。</p>
<p>この条例改正により、空き家対策が進んで、より京都らしい町並・景観の保存に寄与することが出来ればよいと思う。</p>	<p>給水管の埋設により土地所有者の財産権を不当に侵害することのないよう、給水申請者からの土地使用の申込みは、給水管の埋設に合理的に必要と認められる範囲のものでなければならぬものと考えます。</p>
<p>給水管埋設により、土地の価値が損なわれることはほとんどないと思われる。</p>	<p>給水管の埋設により土地所有者の財産権を不当に侵害することのないよう、給水申請者からの土地使用の申込みは、給水管の埋設に合理的に必要と認められる範囲のものでなければならぬものと考えます。</p>

## 2 申請手続の見直しに関する意見 (189件)

意見内容	意見に対する本市の考え方
土地所有者の承諾書を得るのに非常に長い時間を要する場合があるが、見直しにより事務的な時間もかなり短縮される。	土地所有者の承諾書の写しの提出を求める取扱いを廃止することにより、土地の所有者が遠隔地に居住している場合、土地の所有者が亡くなっており、相続がなされていない場合、土地の所有者が何らかの理由で承諾書を書いてくれない場合など、承諾書の取得が困難な場合に、給水申請者の負担が大きく軽減されるとともに、申請手続の円滑化につながるものと考えます。
埋設承諾書は、基本的に当事者間で交わされるものであるが、写しを局へ提出することなく、当事者間で管理することで足りる。	
土地所有者の同意のハンコは不要になる。これは、市民にとって大変ありがたいことだ。	
給水工事の開始が遅れることが少なくなり、良いことだ。	
急速に進む高齢化により、相続手続がなされずに、土地所有者が不明となっている土地も増えており、現在の手続は、社会状況に合致していないと考える。	
登記手続き等を放置している道路の所有者により、掘削承諾の取得が幾度となく困難を極め、不動産の良好な流通に支障が生じている。	
承諾書が得られにくいケースとして、土地所有者である隣人が、海外に住んでいる場合など、様々な要因が想定される。	
トラブルが起こる前の「事前承諾」ではなく、トラブルが発生してから当事者間での「事後協議」の方が、当事者間で無駄な労力を費やすことなく水道の引き込みが可能となる。	土地所有者の承諾書の写しの提出を求める取扱いを廃止しても、給水管を埋設する際には、埋設位置等について土地所有者と協議していただく必要があることには変わりありません(土地所有者に無断で給水管の埋設を認める趣旨ではありません。)
見直しには賛同するが、土地所有者の承諾を得ずに、あるいは知らない間に工事を行った後、申請者が不利益を被るのではないか。事前に土地所有者には連絡をとる必要がある。	

意見内容	意見に対する本市の考え方
<p>道路形態を為している私有地（私道）では、承諾自体を不要とするべきであると考え</p> <p>る。</p>	<p>私道であっても土地所有者には財産権があるため、土地所有者の承諾なく（無断で）給水管を埋設することは、財産権の侵害に当たるおそれがあります。</p>
<p>承諾書の添付を廃止しても、申請書に「異議に対しては申請者で解決する」との記載があれば、市による工事承認審査が、承諾の有無や見込みに左右されることなく、円滑に進むこととなる。</p>	<p>現在の申請手続では、土地所有者が署名・押印した承諾書の写しを上下水道局に提出していただく必要がありますが、見直し後は、申請書類において、「給水管の埋設に関して、土地所有者等から異議があった場合には、給水申請者の責任において解決する」旨を誓約していただくのみで済むこととなり、給水申請者の負担が大きく軽減されます。</p> <p>なお、給水管の埋設に関して土地所有者等から異議があった場合には、これまでから、給水申請者の責任で解決を図っていただいております。申請手続の見直しによって、給水申請者に新たな義務や負担が生じるものではありません。</p>
<p>工事施工時の紛争を未然に防止するため、土地所有者の承諾書の写しを提出する取扱い</p> <p>は必要である。</p>	<p>他人の土地を使用しなければ給水管を埋設することができない場合であっても、ほとんどのケースでは、給水申請者と土地所有者の間で円満に解決が図られているものと考えます。しかし、一部</p>
<p>一般の方は、素直に承諾されている。不動産業者が建売をするときは、承諾書は必須でなければなら</p> <p>ない。</p>	<p>において、土地所有者から承諾書を得られない場合や、承諾書を得るのに時間を要する場合のほか、高額な承諾料を請求される場合など、給水申請者への円滑な給水の実現に支障が生じていることも事実であることから、土地所有者の承諾書の写しの提出を求める取扱いを廃止</p>
<p>容易に承諾が得られるケースもあるので現状の承諾書添付方式を残す。</p>	<p>しようとするものです。</p>

### 3 関係条例の一部改正に関する意見 (164件)

意見内容	意見に対する本市の考え方
承諾を拒否する悪質な土地所有者に対し、条例の改正で対処されることが可能になれば、市民の暮らしには良い方向となる。	水道は、電気、ガス、下水道等と同様に、健康で文化的な生活を営むために不可欠なライフラインであることから、給水申請者が他人の土地を使用しなければ、給水管を埋設することができない場合、その土地の所有者には、給水管の埋設に合理的に必要と認められる範囲内で、土地の使用を承諾していただく必要があると考えます。
給水申請者が土地所有者に土地使用を申し込むときの後ろ盾ができる。	そのため、他人の土地を使用しなければ給水管を埋設できない場合について、給水申請手続を見直すとともに、関係条例の一部改正を実施しようとするものです。
市民の立場を考えた良い条例になる。	
社会状況が変化している今、現状に添った条例改正も必要だ。	
改正により、困っている方が救われるなら喜ばしいことだ。	
道路として開放されている私有地に給水管設置の申請があれば、正当な理由がない限り、認めなければならない規定を設けることは必要だ。	「正当な理由」とは、その土地に給水管を埋設することによって、地盤が不安定になることや、一部家屋を取り壊す必要があること等の客観的な事情を想定しています。
訴訟となった場合に、「正当な理由の有無」が判断の基準となることが期待できる。	
義務規定にまではできないと思うが、正当な理由なく拒否する土地所有者に対して、少しでも給水申請者が説得しやすくなる。	
土地の性状により「受入れ」義務に強弱を設けること、すなわち、開発道路や位置指定道路のように、道路の形状をしており一般の通行の用に供されている場合には、「受け入れなければならない」趣旨の規定を設けることを提案する。	条例改正骨子案は、給水申請者からの土地の使用の申込みが合理的なものであり、土地所有者においてこれを拒否すべき「正当な理由」がない場合には、当該土地の性状に関わらず、土地所有者は給水申請者の申込みを受け入れる義務を負うこととなるため、土地の性状によって規定を区別すべき理由はないものと考えます。

#### 4 その他の意見 (30件)

意見内容	意見に対する本市の考え方
<p>少しでもトラブルを避けるために、土地所有者に対して、具体的に断れない事例をホームページ等で示してもらいたい。</p>	<p>円滑な給水の実現のための参考とさせていただきます。</p>
<p>給水申請者が申請にあたって、土地利用者の権利にも当然ながら十分配慮して対応する必要があることを間接的にうたうことも、両者のトラブルを防ぐためにも必要なことだと思う。</p>	
<p>あらかじめ土地所有者等に工事内容、復旧方法等を説明し、了解が得られておれば、より円滑に工事が実施できるわけなので、そのための努力を促す何らかの工夫が必要であろう。</p>	
<p>土地の所有者から異議があった場合に、当事者間での解決は可能か。解決できない場合、上下水道局が仲裁してくれるのか。</p>	<p>給水管の埋設については、給水申請者と土地所有者との合意の下に進められるべきものであり、両者の間で紛争が生じた場合には、最終的には司法による解決を図っていただくこととなります。</p>